

廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー等により学校給食を喫食せず代替食を持参する市立小学校に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）に対して、学校給食費の無償化の実施に合わせ、保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において小学校給食食物アレルギー等対応補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により、給食費相当額の給付を受けている児童については、補助金の交付対象としない。

- (1) 食物アレルギーに関する医師の診断があり、食物アレルギーのため学校給食において、完全弁当対応をする児童の保護者
- (2) その他市長が特に必要と認める児童の保護者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、学校給食センター運営委員会等が別に定める学校給食費の額に学校給食の代わりに弁当を持参した食数を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）を、校長を経由して、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当

と認めたときは、補助金の交付を決定し、廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により保護者に通知するものとする。

（交付手続の特例）

第6条 規則第24条の規定に基づき、次に掲げる手続は省略するものとする。

- (1) 規則第12条の規定による実績報告
- (2) 規則第13条の規定による補助金等の額の確定

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別記)
様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

廿日市市長 様

保護者住所

保護者氏名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金交付申請書

廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金について、次のとおり申請します。

対 象 児 童 氏 名	(小学校 年 組)					
対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
弁 当 持 参 回 数	回					
内 訳	4 月	回	5 月	回	6 月	回
	7 月	回	8 月	回	9 月	回
	1 0 月	回	1 1 月	回	1 2 月	回
	1 月	回	2 月	回	3 月	回
補助金交付申請額	円 (円 × 回)					

(学校記入欄)

学校給食における食物アレルギー等対応について、上記のとおり相違ないことを証明します。

(元号) 年 月 日 小学校長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 5 条関係）

（元号） 年 月 日

様

廿日市市長 

廿日市市小学校給食食物アレルギー等対応補助金交付決定通知書

（元号） 年 月 日付けで申請のあった廿日市市小学校給食食物アレルギー等
対応補助金について、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 金 円

（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日までの給食費相当分

補助対象児童氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。